宜野湾市総務部総務課における随意契約の実績（令和７年度）上半期分

単位：円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	予定価格	契約の相手方の名称	地方自治法施行令（根拠）	随意契約とした理由
1	トイレ衛生機器賃貸借	令和7年4月1日	1,246,608	1,246,608	日本カルミック株式会社	第167条の２第１項第２号	市庁舎トイレの衛生機器について他社へ切り替えた場合、新たな機器の取替工事費用が発生するだけでなく、老朽化した既存の給排水設備への悪影響や不具合の発生が懸念される。設備の安定的な維持管理の観点から、既存機器と一体的な運用を行っている現行業者に履行させることが不可欠であるため、随意契約とする。
2	市庁舎ごみ処理業務委託	令和7年4月1日	1,570,800	1,570,800	有限会社森屋衛生	第167条の２第１項第２号	市庁舎の収集区域（野嵩）は、市の一般廃棄物処理業務の許可を受けている左記業者のみである。制度上、他業者への委託が不可能であり競争入札に付すことができないため、随意契約とする。
3	市庁舎電話交換機保守管理業務委託	令和7年4月1日	2,112,000	2,112,000	株式会社沖縄エジソン	第167条の２第１項第２号	市庁舎の電話設備（日立製）について、左記業者は県内唯一の特約店である。他社では部品調達に時間とコストを要し保守が困難なこと、また同社は代替機を保有し緊急時の迅速な対応が可能であることから、確実な維持管理のため、随意契約とする。
4	昇降機機能維持修繕（１・２号機）	令和7年8月15日	1,991,000	1,991,000	沖縄菱電ビルシステム株式会社	第167条の２第１項第２号	市庁舎本館のエレベーター（三菱電機製）における制御系部品更新について、耐用年数超過に伴い今年度中の修繕完了が必要であるところ、部品供給難により既存の保守業者からは年度内の対応が困難である旨の回答があった。一方、製造メーカー系列である当該業者のみが年度内の部品調達および施工完了が可能であり、年度内に確実に履行できる者は当該業者に限られるため、随意契約とする。
5	市庁舎防火設備改修工事	令和7年9月22日	18,150,000	19,470,000	株式会社石川電気	第167条の２第１項第５号	建築基準法に基づく定期点検において、市庁舎内の防火扉および防火シャッター等に不良が指摘され、火災時の自動閉鎖機能を喪失していることが判明した。来庁者等の安全確保および火災被害の拡大防止のため、早急な機能回復が不可欠である。本改修は製品製作等に伴い約6か月の工期を要するため、年度内に完了させるには速やかな契約締結が必要であり、通常の競争入札手続を経る時間的余裕がない。よって、緊急の必要があるため、随意契約とする。